

午前9時30分 開会

○宮本会長 令和4年9月農業委員会を開催します。

本日の署名人、谷川、西山両委員でお願いいたします。

議案に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点は、議案でお送りした中の農地パトロールにつきまして、今回も延期したいと思います。相変わらず、コロナがなかなか収束見えませんので、延期ということをお願いします。

2点目、発言者は挙手を必ずお願いします。議事録のほうに、発言者の氏名が載りますので、議事録のほうでどなたの発言かを明確にしたい。

以上です。

では、事務局、議案をよろしくお願いします。

○事務局 それでは、おはようございます。台風一過の中、ありがとうございます。

それでは、9月度の農業委員会、議案第1号を御説明させていただきます。

農地転用のための所有権移転の申請が1件ございました。申請は、第5条になります。

農業委員会受付は、令和4年9月5日でございます。所在地は、字●●、番地は●●番●●で、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は900平方メートルでございます。譲渡し人は、大阪市●●区●●●丁目●番●、●●●●様でございます。譲受人は、●●市●●町●丁目●番●、株式会社●●●代表取締役●●●●様でございます。事由につきましては、譲渡し人は県外にお住まいで御高齢ということで、今後の管理を大変不安視されていたところ、今回、譲受人より分譲の計画を聞き、双方の意見が合致したことにより決定した次第でございます。地元水利及び隣接農地関係者の同意もいただいております。よろしくをお願いいたします。

○宮本会長 地元の何か説明ございますか。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 この●●さんのおじさんか何かになる人が家を建てていたと。この図面で見たら●●-4、その横に●●-1、ここに●●さんが居住していたわけですが、これは居住する前は全て農地だったのを、10年ぐらい前に家を建てたと。そのときに、境界確定とかそういった分は、この農地自体全て確認を取っていたという話です。実際、この間も一応立会いはいたしました。そういった中で、別段問題ないだろうというふうに思います。

以上です。

○宮本会長 では、ほかに質問、意見等ありましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第2号に移らせていただきます。

議案第2号につきましては、これまでこういった形で議案ということで皆さんにお諮りするというパターンではなかったのですが、今回、皆さんによく知っていただかないといけないということで、一応非農地証明の申請ということで進めさせていただきます。

農業委員会受付は、令和4年8月9日でございます。所在地は、字▲▲、番地は●●番、地目は田、面積は823平方メートル、原野が89平方メートルと○○番、地目は田、面積は581平方メートル、合わせて1,493平方メートルでございます。申請人は、大阪府●●市●●●-●-●在住の●●●●様でございます。

●●番の土地につきましては、20年以上前より住宅が建っており、農地への復旧が困難でございます。○○番の土地につきましては、同じく20年以上前より耕作放棄地であります。雑木林となっており、耕作不能の状況であり、農地への復旧が大変困難でございます。この場所は、皆様知ってのとおり、日頃より周囲から野犬の生息場所ということで、あまりいい相談がきておりません。そこで、いろいろとお話ございまして、ここを何とかするための非農地証明ということで、今回申請が来ておるところでございます。始末書及び耕作放棄の確認書も同様に提出されております。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○宮本会長 これは、水利組合はどちらになるんですかね。

○事務局 これは、水利は……。

○宮本会長 担当区域としましては。

○事務局 ▲▲といたらあれですかね。池ですよ。

○大坂委員 ここの近くで、●●さんが下にあるだろう。あそこは、ちょうど県住のところから北、だから池係になると思う。

○事務局 そうですね、●●池側ですかね。

○大坂委員 はっきりした場所は分からないけれども、あのエリアで太い用水が通ってるけれど、それで●●さんかな、家の横に小さい池があるだろう。

○事務局 ●●池が。

○大坂委員 あれかも分からないし、そこらあたりはちょっと分からないけども。

○事務局 以前は、その●●池から引いていたというふうにはお聞きしています。けれど、最近は全然●●池がその効力ないので、今のところそういうふうな形で。

○宮本会長 今の話から伺いますと、まず水利組合としては、この許可申請に対しては水利組合の判というのは、要るんですか。

○事務局 これは、必要が多分ない。大丈夫です。

○宮本会長 そうしたら、当然水利関係が問題ないということであれば、納める水利費とかということはないという理解ですね。

私のほうから一つ質問です。●●番というのは、これ写真で言いますと家屋が建っているんですか。

○事務局 そうです、家屋です。

○宮本会長 ということは、もともと不法建築で、建築確認申請もないということと推測されます。

○事務局 会長おっしゃるとおりで、無許可というふうな形で……。

○宮本会長 違法建築。

○事務局 建てているという形になりますね。ただ、建築物が古いので、随分遡るような形になろうかと思えます。始末書を準備するようにと、こちらのほうから要求させていただいております。

○宮本会長 次にもう一点、当委員会でこれを非農地証明した場合に、認可した場合に、今度はどういう土地として登録、すなわち表示登記の変更が必要かというふうに考えます。多分、行政書士のほうからも申請が出たと思うんですが、例えば雑種地に登録するかということになれば、農業委員会からは範疇外ということになって、野犬の云々という話からいきますと、後の管理に対してちゃんと申請者がやられるんでしょうねという疑問があるんですが、そのあたりどうですか。

○事務局 今のところ、二、三点のいろいろと利用する選択肢がありまして、ここの宅地、今建っているところ、これを完全にリフォームというか、ある程度人が住めるような状態にして、それを例えば外国人雇用者とか、そういった方に貸し出しすると。鍋谷のほうで、一部そういうところがあると思うんですけど、それと同じような形で貸し出しして、寮というんですか、そういった取扱いで考える案と、もう完全に潰してしまうという

ふうな形。先ほど会長がおっしゃったように、雑種地として取扱いをすとかという話と、もう一つは今からどうなるか分からないんですけども、ここを完全にきれいにしてしまった後に、何か違う建物を建てる、ないしはそれなりの維持管理というか、近隣からいろんな苦情が出ておりますので、それを今回払拭するという意味で近隣同意をしたということなので、そういった形で、まだ今のところ現段階でその3つの中からどれを選ばれてするかということは確定ではないんですけども、一応そういう話が来てるというのは事実でございます。

○宮本会長 何か意見、質問等ありましたら、どうぞ。

私自身も初めて農業委員会で非農地証明を受けたような記憶ですので、ちょっと戸惑いがあります。これを承認したら後、農業委員会自身の責任について少し危惧しているところがあります。皆さんも初めてのケースだと思います。よく分からない点があれば質問し、あるいはこういう注釈をつけるというような形で進めたいとは思っております。

○事務局 先ほど御説明させていただいたとおり、これからの展開が決まり次第、また皆様方に御報告をさせていただくというふうな形で御理解いただけたらというふうに思っております。

○宮本会長 野田委員。

○野田委員 この大阪にいる●●さんが、非農地にしてくれと言ってきたんですか。もとは、どなたが。

○事務局 申請者、そのとおり●●様。年齢にして、もう90歳超える方ですかね。御主人さんおられたんですけども、もうこの方1人だけになりまして。

○野田委員 税金のほうは、どうなってるんですか。

○事務局 今のところは、きちっと。

○野田委員 払っているんですか。固定資産。

○事務局 いただいております。

○野田委員 それで、非農地になったら税金はどんなふうになるんですか。どこが払うんですか。非農地というたら、農地でないという。

○事務局 そういうことです。

○野田委員 宅地になるんですか。

○事務局 今、会長言われたように雑種地……。

○野田委員 そうしたら、税金が上がるんですか。

○事務局　そういうことになります。そのあたりのところ、誰が受けてするかというのが、まだ今のところきちとしたものでないです。

○野田委員　今だったら、家が建っているから更地の4分の1になっているけど、もし家を潰して更地になったら、3倍から4倍の雑種地の金額になる、そういうことはこの●●さんは知っているんですか。

○野田委員　年間4倍になったら、田んぼが1,000円ぐらいでいっているのに、宅地に変更ということは4万円ぐらいになるんですから、このこと知っているんでしょうかね。

○事務局　ただ、野田委員おっしゃったように、税収とかというのものもあるんですけども、やはりこの●●さんというのは、やっぱり高齢で後継者がいないと。何かしらここをもう処分したいというふうな気持ちの中で、持ってきたお話なので、まだ今この段階では簡単なことを言えないんですけど、売却するというか、そういった形に考えられているのかなというふうに思います。

○野田委員　税金が上がるんだったら、みんな要らないですね。潰れかけても住宅軽減が効いてるから、そのまま置いとこうかという、家大体普通思いますわね。更地は、もう完全に上がると分かっている、そこがちょっとね。役場のほうから、伝えてあげたらどうですか。税金上がりますよって。

○事務局　もうお分かりだと思います。1回私のほうに投げられたんですけども、そのときは私のほうはお断りさせていただいた。今の現況からすると、取扱いをするのは非常に難しいと。見ていただいたとおり、こういうふうな林になって、家が1軒建っていて、どこがどういうふうな形で、これが全部農地かといったら、いやちょっと疑問だなというふうな。ただ、近隣の方が非常にお困りだということもあって、一遍お断りしたところが、政治的な力が働いて、県のほうからそういうのがもう一回、県議のほうからこちらに話が行くからということでありまして、もう一遍いろいろと考えて回答をとということで、今回委員会にかけさせていただいた。

○宮本会長　大坂委員、どうぞ。

○大坂委員　この●●さんというたら、あそこに幼稚園があるでしょう。

○事務局　●●。

○大坂委員　●●か。あそこの運動場を持っていた人かな。●●さんとこの北側になるのか。

○事務局 そうですね。

○大坂委員 用水の向こう。あれか。

○事務局 そうです。おっしゃるとおり。知ってる人が、なかなかいらっしゃらないかも分からないですけど、相当古い。

○大坂委員 もう長いこといないですね。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 これ今思い返すと、20年前から不法建築というような感じで家が建っていると。そのときに、家が建っていることに対して、その土地の所有者に対して税金がかかりますよね。それは、どういうことになるんですか。農地という、田という形で低い税金のまま不法建築できているわけですか。

○事務局 おっしゃるとおり、農地で納付をいただいております。

○石川委員 そうすると、今度非農地という形にすると、そのところはどのように移るんですか。

○事務局 農地ではないので、先ほど野田委員がおっしゃったように若干額が農地でないということで、宅地でもない。といったら、雑種地というふうな形の表現が一番いいのかなとは思いますが……。

○石川委員 いや、だからそれはどこの誰が決めるわけ。やっぱり役場が決めるわけでしょう。そのところが、非常に微妙に関連してくるじゃないですか。20年前からの不法なやつで、非常に安い税金でそのまま隠してきてると。それに対して、始末書を取るといっただけで終わらすわけですよ。ところが、これから非農地証明という形で農地でないといったら、ないということを経に表さないといけない。表すときには、役場のほうが地目を変えるわけですよ。変えることによって、それが税金に連動するわけでしょう。それをどのような形でされるのか。

○事務局 簡単に言いますと、先月もいろいろと地籍調査の中で地目変更をするというふうな表現があったと思うんです。元来、そういったところも調査もされてないので、実際のところは田んぼというふうな地目の中で建物が建っていたり、それ以外のものがあつたり、倉庫があつたりとか、そういったものでこれまでやってきたということで、確かにそういうところを調べてみないとその内容が分からないという中で、そこら辺も前回と同じで、この委員会ないしはうちの職員が現地へ確認に参って、それがそういうふうなもので違ふよと。冒頭で話したように、ある程度これが雑種地になると、納付する税額が変わっ

てくるよということも踏まえた上で、この申請に至っておるところでございます。

○石川委員 だから、非農地証明ということは非常に大きなことだろうから、これが前例になって、今回やられることが前例になるはずだから、そのときにはしっかりした手順と規則というかやり方、それをはっきりと、農業委員会も考えるけど役場のほうも考えて、両者がうまくタイアップして、実際に適正な形を整えないといかん。

○事務局 もうおっしゃるとおりで、税務課と一緒にまたいろいろとそういう形で確固たるものをちゃんと構築していかないといけないというのは思っていますので。

○石川委員 もう何となく、20年前だからそのまま始末書1枚書いたら終わったぞと、これも何かおかしい話やなあと思う。もう少し、そのあたりはしっかり何か。罰則は直ちにできないにしても、もっとしっかりと然るべき何かがあっていいのではないかな。

○事務局 それはまた……。

○石川委員 そうしないと、それが全部前例になるから。

○事務局 同じような形で。

○石川委員 同じ形でできたら、1枚書いたら終わりですっていうことになる。

○事務局 かしこまりました。ちょっと、お調べさせていただいて、取り入れさせていただきます。

○宮本会長 これは、ちょっといろんな議論が多々出ておると思います。

先月も、ちょっと私の意見としても申し上げたように、地元の建設会社なり、いわゆる宅地変更、農地を変更する場合は、建設会社とか土建会社が絡んでくるのは、もう少し業者も認識して、農業委員会の許可を受けなさいよという形で、ちょっと意見を申し上げたんですが、これも建設会社に対しても同じことが言えるかなあとと思います。すなわち、家を建てるのであれば、当然建築申請ですから完了証明とかが要ると思われまので、当然少なくとも町内の業者はそれの認識を改めてしていただかないと罰則規定がきついですよ、ありますよというのも分かります。今、ちょっと入ってくるところに、あそこへポスター貼ってますね。あれいつから貼られたんですか。私の認識が薄かったんですが。

○事務局 もう……。

○宮本会長 大分前かな。

○事務局 はい。

○宮本会長 ああ、そうですか。業者には、当然お声がけしていただいて、より意識を高めていただくようお願いしたいと思います。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

○宮本会長 西山委員、どうぞ。

○西山委員 これで、この非農地証明というものが、通常でしたら開発の許可とかそういう形で5条とかなんとか出てくるんですけども、これは、この土地を処分するために非農地証明絶対要るんですか。いや、通常でしたらディベロッパーみたいなのが来て、5条なり云々でするんですが、これ要るんですか。これがなかったらまずいんですか、何かやっぱり処分するのに。

○事務局 一番、この証明を出すことが着手しやすいというたらちょっと言い方悪いんですけど、いろいろと手順を踏んでいく中で進めやすいと。こういう証明を持っているのとならないのでは全然違うというふうな形。

○西山委員 非農地でないから、処分しやすいという条件をつけるために、農業委員会に申請を出す。ほな、農業委員会はその責任は……。

○事務局 そうです。

○宮本会長 だから、私が今言ったように、初めてのケースですよ。皆さんいろんな意見があると思いますので、よく審議してくださいねと申し上げたのは、そういう意味を含めての話です。当然、その中で申し上げたけど、農業委員会の手から離れますよとちょっと発言させていただいた。すなわち、農地法で農地というのは非常に厳しい条件下で動いています。これが、非農地とすると、雑種地、宅地、その他になれば、もう全然水利関係もなく、近隣の同意さえいただければ処分、あるいはさきほどのような動かし方が簡単になるわけです。そういうのを含めて、私は農業委員会の手を離れてと申し上げました。

もう一つ、申し添えますと、この非農地証明を出すとな務局でその土地の表示登記というのがあるんですが、その部分を雑種地もしくは宅地の表示登記の変更をします。

○西山委員 変更できるんですか。

○宮本会長 無料でできます。これは、誰がやってもできるんですが、そういう形にしておくと、今後の動かし方が容易になりますよ。私の知識の中で話をさせていただくんですが、そういう利点もあろうかと思います。

○西山委員 直接的な開発する前段階みたいな格好をここで取るということですかね。

○宮本会長 と思われま。

稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 そうしたら、隣地の証明みたいなものというのは、農地、これもありますけ

れども、どういう形になるんですか。

○事務局 確認書というものが提示されます。横の農地の方もおられたりとか、住まわれている家を構えてる方もおられたりする方で、言ったように近隣におられる方の確認書、これが本当にそれであるのかどうか。例えば、20年とか25年とか、10年とかもあるんですけど、その中の年数をちゃんと言ったとおりになっているかということの証明になります。だから、本来は20年以上とかという取り決まりがあるんですけども、それが実は10年とか足らずとかというふうな形でうそを言っていたということではいけないので、ある程度確認する意味で、近隣の方がここはずっと俺が子供のときから建っているよというような、そういう証明を出してくださいよというふうな形でいただいております。

○宮本会長 稲田委員。

○稲田委員 仮に、非農地になって、何になるかは分かりませんが、もうそのときには近隣の隣接の農地からの同意みたいなのは、もう要らない形になるんですね。

○事務局 そうですね。1回これを離れてしまうと、もう田んぼでないの、農地でないの、逆にその同意は必要でないのかなというふうな形になろうかと思います。

○稲田委員 これが、仮に住宅になるとか、そういう可能性もあるし、極端に言えば、例えば産廃施設みたいなのではないですけども、そういうようになるのとでは、近隣の影響もちょっと変わってくると思うんです。

○宮本会長 当委員会は、農地、畑、農地法の制限範囲の中での委員会ですので、宅地なり雑種地になると、これはもう完全に民間の経済的な取引なので、私どもは当然感知しません。あとは、もう境界の話は個々所有者の話合いと、相隣関係の話は個々所有者の話合いという形で進んでいくかと思います。

その他ありませんか。

本当に初めてのケースで、この申請者もお年を召して困っておられるのはよく分かります。今後、こういう形が出てくるかとは思われますので、皆さんの意見をたくさん聞いておきたいと思ひまして時間を取っています。

野田委員、どうぞ。

○野田委員 非農地証明が、この人には必要というんですね。今聞いていたら、●●さんの。

○事務局 はい。

○野田委員 何で、農業委員会を通そうと思うたんでしょうかね。自分の土地と自分の家

だから、自由じゃないですか、すること何しようが。それを農業委員に持ってくる意味が分からない。個人の自由で、家潰そうが何しようが、自分のお金で更地にしようが何しようが、何で農業委員のほうへ持ってくるんですかね。

○事務局 大きく言ったら、そういう責任というふうな形になるのかも分かりませんが、一応こんな話、宅地でもない、雑種地でもない、もう……。

○野田委員 個人の自由で、自分の家と土地は自分が管理しているんだから、好きにしたらいいでしょう。潰して100万円かかろうが何しようが。それを、何で役場のほうへ、農業委員会、ちょっと筋が違うような気がするんですけどね。証明がなかったらいけないという、何かあるんですか。

○事務局 もちろん、これ書いてのとおり、これで申請書が来ているのは、地目は田でございませぬ。だから、田でいうふうな形……。

○野田委員 そしたら田だったら、5年間遡って税金、税務課が税金取るとかなんとかしないといけないですよ。税務課のほう。5年間はちょっと……。

○事務局 野田委員、それはちょっともう置いといて。取りあえず、申請は何でかといったら、もうこれ地目が田である以上は、一応そういうふうな形で議論していただく、意見を聞いていただくと……。

○野田委員 私は、もう農業委員会はこれちょっと筋違いかなあとと思いますけど。個人の自由で、個人の自分の家を潰すのに、売ろうと思って今西山さんが言っているように、非農地の証明をもらって何かしようとしているのが見えますので。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 この地図を見ますと、●●、○○の周辺にたくさんいろんな土地がくっついてますね。これ非農地ということを経営委員会がきっちり認めるとすれば、あと起こる責任は全部農業委員会にあるから、そうすると周辺の土地のところに農地の人がいるとすれば、今からこういうことで認めるぞということを経営の者に公知して、苦情が出ないか、何かないかというのは、しっかりそこところは押さえて、ある一定期間だけ経過して何の苦情も出ないというんだしたら、農業委員会のほうが、しょうがないということで認めるというぐらいにしとかなないと、委員会の責任というのは抜けられませんよ、これ。

○事務局 ありがとうございます。

○石川委員 だから、少なくとも周辺の農地の方々にこういうこの土地がこうなりますよということの申請が来ているから、うちとしては差し支えなければしたいんだがという、

皆に公知をして、疑問点、質問点あればくれと、何日までにくれと。それがなければ認めればいい。そうすると、委員会は何の責任もないですよ。しかし、それをしてなかったら、周りからクレームが来たときに、農業委員会がえらいことになるから。

○宮本会長 大坂委員。

○大坂委員 このこの近辺で●●といたら、昔の●●さんところの水田ですね。ここ稲作っているんですか。それと、●●というのが、これ●●さんですね。●●、●●、これが●●さんの田んぼ、水田で、こっちは稲作っている。あと、●●とか●●、●●は稲作っているのと違うかな。これ誰か知らないけど。それと●●が、これは●●さんとの田んぼ、この辺は全部稲してる。

○西山委員 稲やってますね。ちょっとこの前見に行ったんですけどね。

○大坂委員 それで、この下の●●、●●、●●というのも、これは●●さん。これ稲作ってると思う。作っている人は別だろうと思うけど。こっちの面では稲がある程度、この●●とか●●、これがちょっとよくわからないけど。

○西山委員 ●●、●●は稲作ってます。

○● ●委員 ●●さんが。

○事務局 そうですね。●●さんが。

○● ●委員 作りかけたんや。

○西山委員 森というか、●アキテ●のあれがあつて、その向こうに水田があります。3枚でそろっています。

○大坂委員 だから、ここら水田があるということは、ほったらかして黙ってしたらいいんだらうというようなことを言われたら困るからね。ここら辺の水利は、これどこの水利で管理しているのか、ちょっとよく分からないから、実際は水利があつたら農地から宅地に転用するときの決済金とか、そういったものが動いていきますよね。それで、実際に家を建てたとしたら、宅地として固定資産の税金はもらうし、実際にその建物の評価というんも税金で取るようになりますよね、実際に。そこらあたりがあつてするのに、あんまり安易に言うのは。

○事務局 これ、先ほど石川先生がお話あったように、ちょっと一応説明したということで、これ皆さん預からせていただいて、またこの方が来ると思うので、近隣の農家の方、またはおうちの方というふうな形で、この周辺の人、この人たちにやっぱり今先生がおっしゃったように、何ができてどうなるかという展開が先に決まらんことには、皆さんやっ

ぱり不安かなというふうに思います。我々も、一応手が離れるけれども、それを最終的に認めた、許可をしたということが後々末代まで残ってくるような記録になりますので、その辺は落ち度があったらいけないので、せめて皆さんがこういうような形で分かったと言っていただけのような環境づくりを先に整えて、その上で進めていってもらわないと。ちょっと二重も三重も手を掛けていかないと、なかなか普通の4条、5条のように、いいですよというふうな形では進まないと思うので、少しお時間をいただいて、周辺に説明して、了承をいただくかどうかということで、また私のほうに連絡をいただけるような形にさせていただいて構いませんか。もうそれでなかったら、報告できないので。

○宮本会長 よろしいですか。今、ちょっと事務局のほうで皆さんの意見を取りまとめたような形で、今発言していただきました。一応、農業委員会事務局としましては、書類がちゃんとそろっておれば受理して、ここで審議しなければならないという義務があります。台帳上、田という形なので、農業委員会の管轄という形で、今皆さんに議論をしていただいています。各種いろんな意見が出ましたので、今の意見を踏まえて、多分行政書士が滞在されていると思いますので、その方に今の意見を申し上げて、またこれ未定と、保留という形になろうかとは思いますが、再度皆さんのほうに提示させていただくという形で、この議案を進めさせていただきます。

ほかありますか、なければ次に移りますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、次の議案第3号をお願いします。

○事務局 すいません、議案第3号、これも同じく非農地証明の申請になります。

農業委員会受付は、令和4年8月30日になります。所在地は、字●●、番地は●●番●●、地目は台帳では田、現況は用悪水路というか、そういうふうな形でございます。面積は7.51平方メートルでございます。申請人は、●●町字●●●●番地●●在住の●●●●●様です。この土地は、台帳では田となっておりますが、現況は用悪水路として利用されております。これまで水路としての利用において、農地への復旧は大変困難でございます。現況、写真を見ていただきまして、御理解、御承認のほどお願いできたらと思います。

これも御承認というよりも、一度預けていただくような形に、非農地の分につきましてはちょっと慎重に私も進めていこうと思っておりますので、それを付け加えさせていただきます。

○宮本会長 これは、今地元の水利組合、これは関連ありますか。地元。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 ●●さん、これ水路になっているようにみえますよね。これが、この水路というのは、家建てて水を入れるのに、自分のところの田んぼの土地を水路にしています。それで、この田んぼが今残っているところは、どうも宅地になるらしいです。売の話になっているらしいから、もうこれは非農地というか、非農地にしてしまうというか、これ家建てたらここへ水流すんじゃないかと思うんです。雨水を。

○事務局 この水路を利用してですかね。

○谷川委員 はい。雨水を流すんだったら、これそういうことも関係したら、何で出てきたのかと思った。そのままいってくれたらいいと思っているんだけど。

○宮本会長 これ事務局のほうに一つ質問をさせていただきます。

番地としまして、これ枝番の8番という形で出ています。これは、8番として7.51平米あるということの理解でいいですか。

○事務局 それで結構です。

○宮本会長 わざわざ枝番をつけて、これだけの番地を取ったという形ですか。

○事務局 そうです、そのように。

○宮本会長 もう一つ、これを非農地にすることによって、多分雑種地か何かの形になろうと思いますが、今の話の経緯からいうと、隣地の何番ですかね。ちょっと大きいとこのほうの水田のようなのを宅地化したときに、これを申請の方が自分の土地の多分家だと思うんですが、周囲の土地を自分の保全のため、あるいは管理のために残すというような意思もあるかとは伺えるんですが。何が言いたいかといいますと、ここだけ売らないで、申請のところだけ売却しないで残すという形で非農地という申請かなと受けるんですが、そのあたりいかがですか。

○事務局 会長おっしゃるとおりとお聞きしております。これを今谷川委員がおっしゃったように、今の水田のところを今後将来的に分譲するというか、宅地に造成するという形をした場合に、この水路を例えば造成したものがこの水路を使うのか、逆にもう一つ言えば、●●さんがそのまま既存の水路として自分ところの雑俳を利用するのに使うのかということ自体は、今のところ私のほうにはまだそういう話は来ておりません。ただ、谷川委員がおっしゃったように、ここ水路として使うというふうなところは、何かそういう考えがどうもあるみたいですが。

だから、本来、今ここで皆さんに議論していただくんですけども、ここが私ちょっと分からないのは、今言ったようにここを非農地とするということが本当にいいのかどうかというところなんです。だから、このままで水路として利用すればいいじゃないかというのが私の本当の意見なんですけども、変わらないんだったら。これ埋めてしまうのであれば、これは完全に変わってしまわないといけないんですけど、家をそのままするのであれば、これを水路として、だから非農地証明は必要じゃないんじゃないかなというふうに私は思ってるんですが、これどうなんですかね。

○宮本会長 西山委員。

○西山委員 さっきの分も同様な感じの非農地証明ということなんですけども、私これもちょっと見に行ったんです。そしたら、水路の取入口から、はっきり用悪水路というのが分からないんです。田んぼの中の一部として。それで、こっちの●●さんの排水が、そのところに落ちてくるように少しはなってるんです。何でこんなことが、さっきの件もそうなんですけども、具体性がないままに農業委員会に非農地証明してくれというようなことを言っているような気がしてます。両方とも。まずは、ここの農地としてのあれを払っておこうというようなだけの証明みたいな気がするんで、2つとも。それで行ったら、これどこが境になっているんだろうかと思ったら何もないんです。田んぼが1枚あって、これ●●さんの土地かと思って、手前側の土地がね。あれかなあと思ったんですけども、どうも違うような感じなので、変な具合だなあとは思っているんですけどね。だから、一緒にそこも宅地化したら、ディベロッパーが購入して、それを開発していくのかどうか分からないんですけども、何か一部分を農業委員会の許可で済ましてるといような感じもしたりして、さっきの分もそうなんですけども、具体的なこうしようという方向性が出たら、それなりに検討できると思うんですけど、さっきの件も犬の件やいろんな要件があって困っているというような話なのは分かるんですけども、何か中途半端な判定を農業委員会に依頼してきているような感じはするんですけどね。

ここにしたら、前のちょっと広い土地を開発するのであれば、ディベロッパーがどういうふうにして開発するか。一部用悪水路があるんだったら、それも一緒に買い取って、それはうちで整備しますとか、そういう方向でしたら、こんなことしなくてもいいかなという気は、私はよく分かりませんが、そんなことの気がしてます。だから、ちょっと非農地証明というのもややこしい位置づけにありますね。

○宮本会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 西山さんがおっしゃるように、●●さんのところも何でこれだけを非農地証明してくれというのか、私もちょっと不思議です。この大きな300坪の宅地を売買するのが分かっている。そのときに一緒にそこを宅地申請してくれたら、非農地証明なしでいいのに。

○西山委員 こっちを開発するのであれば、余分のね。

○谷川委員 分かっているのに何で非農地証明が出てきたのかというのが、そこら辺がちょっと分からないんです。私としてはね。

○宮本会長 西山委員、どうぞ。

○西山委員 その開発計画が出たときに、●●さんの分も一部の土地に、少しの土地だけどそれも買い取って整備しますといたら、それなりにいける気がするんですけどね。

○谷川委員 これ、こんなことここだけでいいんだろうけど、この●●さんところにもちょっと塀をしているのがうちの水路の擁壁の上にブロックができています。だから、これは今度倒れるとか、やり直すときにはもう引っ込めて、境のうちのブロック塀は継いでくれと。それで、水利は一応承諾したというわけです。昔は水路だって、水路の境の、うちの水路の上へブロック継いでいるんです。それが分かってきて、それは親がしているから今の人にどうこうというのは言えないから、今度それをやり直すときは引っ込めてくれということで、うちの水利は判をしたというわけです。だから、これ非農地証明出すものか、それとも今残っている1反の田んぼは宅地になるというのが分かっているんだったら、そのときに一緒に申請していただいたほうがいいかとは思いますが。

この人も売る場合に、今この図面で家のほうで建てている人がいるでしょう。この絵を見たら。これ自分のうちの●●さんとこの屋敷の中へ水路が入っているんです。排水から全部が。だから、これは恐らく止めると思う。家を建てたら。そしたら、どうしてもこっちの7平米のほうへ雨水を流すようになると思う。だから、そういうようにして開発していただくほうが、我々としてはいいと思うんですけど。

○宮本会長 大坂委員。

○大坂委員 これは、こんなふうに言ったらいけないけど、前回だったかな□□さん。結局、納屋を建てている。それは、無許可で建てているんです。その無許可で建てたやつを非農地証明出してしようとしているのと一緒。だから、それはこんな狭い面積でもそこまでしなくとも、次にこっちの用地を売却するんだったら、そのときに一緒にまとめて全て整理するべきだと思うんです。それは、それをしなかったら、極端に言うたら●●池の負

担金も減らない。非農地にしたら、非農地の分が入ってこないからね。いわゆる決済金も入ってこない。それは、やっぱり扱いは面倒だろう。水利が関わっているんだったら、それができるけど、前回のこの分は水利がないからそこらができないと。宇多津の水利のある山手の池の環境は、まちまちになっているみたいですね。だから、今ため池の災害の整備とかでいろいろ動いているんでしょう。あそこら辺りも考えてしなかったら、水田がないのにそれをしても必要のないところもあるんじゃないかなと思う。だから、池係のほうも水利組合としてきちっと活動して、やっぱり年会費とか水利費とか、そういったものを集めて、その活動した中で畦畔とかの草刈りとか、そういった維持をしていってもらうようにしなかったら。この●●さんも、これはやっぱり周りの人も知らなかったら、分かったと言うのかもしれないけど。これは、実際にやったら大抵今言う●●池の分の決済金みたいな関係があったり、そんなのもするのではないかな。それで、やっぱり池をきちっと維持して、災害対策とかそういったいろんなものに対して、みんなが寄って全てをやっているんだと思うからね。そういったことです。

○事務局 ありがとうございます。

そうしたら、今皆さんからいただいた御意見をこのまま申請者のほうにお返しして、どういうふうな展開ですか。谷川委員おっしゃったように、今後、多分分譲されると思うんです。その機会に、こういったものの活用方法ということで、再度申請いただくような形、多分5条になると思うんですが、そういう形でいかがかということで、一度差し戻しさせていただこうと思いますが、よろしいですか。

○宮本会長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、事務局がまとめていただいた方向で第3号議案も終了したいと思います。

続きまして。

○事務局 それでは、すいません。議案第4号に移らせていただきます。

農業委員会人事案件になります。誠に恐れ入りますが、ここで石川先生に一時退席をお願いできたらと思います。

では、失礼いたします。

去る令和4年8月19日付にて、石川委員より宮本会長宛てに辞任願が提出されました。これは、法律第13条第1項の農業委員会の同意を得ること。また、法律第30条、

農業委員会の同意は農業委員会総会の議決、辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととなっております。

ここから宮本会長よろしくお願ひいたします。

○宮本会長 今、事務局のほうから報告がありましたように、先月総会が終わりました後に石川委員のほうから辞任願の提出がありました。私のほうも、今事務局が言いましたように、委員会にかけますという形で本日を迎えました。この結果を受けまして、任命権者の町長のほうに報告に行きます。そういうスケジュールになっております。

皆さんにお諮りするの、石川委員の辞任に対して審議いただくという形であります。辞任願の内容といたしましては、9月末日をもって辞任をさせていただきたいという内容でございます。御高齢もあり、諸般の事情もあり、高松からこちらへ来られているといういろんな家庭の問題もありという形で承っております。皆さんの御意見をもって決議したいと思ひます。

稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 任期ってというのは、来年。

○事務局 来年、令和5年7月19日までが任期になっております。

○稲田委員 待たずして、どうしても辞任しなければいけないという理由。今、いろいろおっしゃられましたけれども、それが理由で出しているわけですか。

○宮本会長 私が伺っているのは、書面上と口頭少しだけです。私も、退任を強く留意させていただいたんですが、せめてもうあと半年余りですから残っていただきたいというふうに申し上げたんですが、ちょっと意思が堅いという形で皆さんにお諮りするという感じで、本日を迎えています。本当に、経験豊かな委員で、私としても残っていただきたいという気持ちはいっぱいなんです、本人の強い希望がありますので。いかがですか。

ちょっと御意見ないようなので、私のほうから。

本当に、苦しいんですが、消極的承認という形になろうかと、私個人的には考えています。皆さん、当然委員の表決で決めますので、これ私個人の意見です。

いかがでしょうか。

そうしたら、反対という意見がないというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。もう、私も消極的承認という表現をさせていただいたんですが、本人の意思が非常に堅いということで、これ以上はというのが私の受け止め方でした。長年やっていただいたので、気持ちよく議決をしたいと思ひますので、特に反対はないという形で、これで決

めたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 残りの委員の皆さんに一言申し上げたいんですが、事務局に確認すると当然欠員になりますが、補充はしませんという形です。すなわち8人の定員が7人になります。総会を開くには、過半数の出席がなければ開けられません。すなわち7人で5人という形になろうかと思います。5人以上の出席がなければ総会が開けませんので、皆様留意をしていただいて、今後、来年7月19日まで頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、先生を。

議案第4号、石川委員の退任ということを皆さんでちょっとお話しさせていただきました。皆さん突然の話で狼狽されておりましたけども、先生の意思が非常に堅いということで、私のほうが受け止めさせていただきまして、消極的な承認という形で、大変つらいんですが全員一致という形で決まりました。長い間本当に御苦労さまでございました。また、貴重な意見をありがとうございました。皆さん、ちょっと拍手をもってお送りしたいと思います。よろしくをお願いします。（拍手）

○石川委員 大変お世話になりましたけど、宇多津での接点がなくなったから、やっぱりここであまりいろんな方が関わるのはおかしい話かなということで、こんなことになりました。誠に申し訳ない。ありがとうございました。

○宮本会長 御苦労さまでございました。

では、事務局どうぞ。

○事務局 それでは、その他の部類に入らせていただきます。

先般8月の日、会長のほうから御指示等がありました担い手支援につきまして確認をした回答を私のほうの事務局のほうから説明をさせていただきます。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 町長が10時半に待っているということで、これで。

○宮本会長 では一旦皆さん休んでいただいて。

すいません、議案ちょっと残りやりますので、一旦休憩という形で皆さんこのまま残ってください。すぐ町長のほうへ挨拶に行行って帰ってきますので。

午前10時25分 休憩

午前10時47分 再開

○宮本会長 すいません、報告します。

町長、今日告示日でしたが、10時半に町長室のほうで挨拶ということで、非常に快く受けていただきました。委員会の結果を報告いたしまして、町長のほうも非常に残念だが仕方がないねと。健康に留意してまた頑張ってくださいという言葉いただきました。副町長にも挨拶してまいりました。ということで、議案第4号、これを終了させていただきます。

その他の項です。

○事務局 担い手への支援ということで、こちらの緑の担い手への支援施策ガイドの1の1と、1の2の1について説明したいと思います。

その他のところで、非農振地域である宇多津町での活用は可能かということなんですけれども、こちら可能でございます。

それから2つ目、申請する上で人・農地プランの作成は必要かということなんですけれども、この1の1のほうについては、対象者が認定新規就農者と認定農業者と人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた新規就農者ということを確認してまいりました。こちらが、いずれもあるいはということでしたので、文のとおり認定新規就農者か、認定農業者か、人・農地プランに経営体として位置づけられた新規就農者という3パターンの方が該当するということになりますので、こちらについては人・農地プランの作成は必要なし、不要ということで大丈夫です。

1の2の1のほうにつきましては、こちら人・農地プランが必要だということで、(1)と(2)のほうがあるんですけれども、こちら人・農地プランに位置づけられた認定新規就農者が対象なんですけれども、人・農地プランが必要だということなんですけれども、例外で中間管理機構で農地を借りていたら、人・農地プラン不要ということでもございました。

それからもう一つ、このような農業支援グループを応援しますというチラシがありまして、こちら農業支援グループというものを結成したら、3分の1、上限100万円で機械の購入の補助があるということでもございました。

以上になります。

○宮本会長 ありがとうございます。

前回、8月のときに私のほうから質問をさせていただきました。

このガイドの1ページ目と2ページ目に対する機械と、あるいは就農者の資金援助とい

う1の1と1の2の1ということについて、このガイドではちょっと不明な部分を確認いただきました。

今、報告がありましたように、宇多津町非農振地区でありますので、いろんなことを調べていただいて、より正確にということで、今事務局のほうから報告があった形でございます。

それと、あと今お配りしました農業支援グループ、県下でも3人だったということ、農業会議でも報告がありましたように、多々グループが出来上がっております。

この3つをもちまして、アンケートの機械の支援と、あるいは担い手の支援という形で対応していきたいと思っております。

事務局にお願いしたのは、1の1と1の2の1についての、多分要目というのがあると思うんです。私の想像で。名称は分かりませんが、要目というか、そういう条件面を記した書面があると思っておりますので、まず入手していただきたい。2つ目は、申請書面があると思っておりますので、申請書面も入手していただきたい。ということで、次回引き続きまして、その要目の内容を調査していただいて、委員会で議論していただくと。それを宇多津町のほうでいかに落とし込むかという議論をしていきたいと考えていますので、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思っております。

委員の方、意見ございましたら。

前回申し上げましたように、このガイドブックの中に、私が見る限りはこの1番と2番だと思いますが、その他これもいいというのがありましたら、申しつけていただければ事務局のほうへの聞き取り調査をしたいと思っております。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 こっちの分、農協のほうに渡して、こういった農作業の支援等は実際活動しています。その中で、実際今そのグループ、農協が事業主体になって、実際は平成12年には国のほうの補助対象事業で事業を立ち上げた。そのときには、グループがあって、そのグループに対して農機具の購入とかそういったものを出してくれて、それをある程度やっていたが、実際にそのグループの高齢化により、もう農協のほうに主体になってやってくれという話で、何年、15年ぐらい前にそういうふうに、結局グループが持っていた農機具を、農協に無償で渡した。その代わりに、継続をしてくれという話で農協に渡したものを、今現在もやっていっているわけです。その分、増えることはないにしても、ある程度こういった事業がある中で、平成12年から農機具の購入、買換えもせずに

やっちはきているけど、田植機は更新しました。けれども、コンバインとかそういうものも平成12年からずっと継続してやっているものに対して、事業主体が今農協だけど、それに対して何かの助成。こういった中身の助成でも構わないけれども、できるかどうか。

○事務局 そうしたら大坂委員、これ一度預けさせていただいて、確認して、また御返事させていただきます。

○宮本会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

今日いろんな議案がありましたので、大分時間が超過しております。担い手とか機械支援とか、これは農業新聞なり、あるいは農業会議でも多々うたっております。私も全部網羅できている部分ばかりではありません。こういうのがあるということが分かりましたら、またこの委員会で披露いただき、またみんなの議論で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたらと思ひます。

では、事務局は今申し上げたことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他に、いかがですか。

野田委員。

○野田委員 その他で、もう長いこと皆さん時間、もう少し辛抱お願ひします。

その他で、●●の●●さんから、今日これだけは言うて欲しいと頼まれたことがあります。というのが、●●さんの田んぼの稲に、○○さんの太陽光の光が●●さんの稲に直接当たって生育が悪いと。それで、ちょうど太陽光ができたのが30年6月で、ちょうど5年。この間稲の穂が出たのが5年目です。5回目の穂が出て、私も3年ぐらひは見に行っています。そしたら、8月26日にヒノヒカリの穂がぼつぼつそこを出だして、この光が当たっている部分2坪ぐらひですけど、そこはもう稲が小さくて、光の影響で生育が遅いと。それで、2週間ぐらひしてまた見に行ったら、結局2週間から20日ぐらひか。そしたら、こっちの稲は、光の当たっていないところはおじぎしている。光の当たるところは生育が悪いから、まだ立てって花が咲いている状態。だから、20日ぐらひのずれがあったのは、去年と今年と私が確認しました。

結局、何が言いたいかといいますと、その水銀灯をつけたのが●●さんによりますと同意がなかったと。同意なしに付けたと。今すぐ会長に言うて、撤去させてくれないかと、そうおっしやっております。

もう一つは、▲▲さんの家はその水銀灯のすぐ横にあるんですが、カーテン閉めて開けたらその水銀灯の光が入ってくるんですけど、一年中月夜になっているんです。庭が。そ

れで、その2つを今日言ってくれないかといわれて、1つは稲の生育が悪いということ、もう一つは▲▲さんの庭が月夜の晩になっていると。この2つを農業委員会で会長さんに言って、すぐ対処してもらいたいと。私は、言う係で言っているんですが、会長さんどう思いますか。

○宮本会長 今、2点。個人の庭の話、名前はちょっと分からないんですが。それは、農地の話じゃないので、それはもう近隣の話なので、これは農業委員会の所掌外かというふうに受け取りました。

もう一つは、穂の出が悪いという話。これ、あそこですかね。場所がもう一つよく特定できないけど。●●●●からちょっと西側の。

○野田委員 ●●川の横。

○谷川委員 一度見に行きましたよ。

○宮本会長 見に行きましたね。たしかそうですね。皆さん行きましたね。それは、たしか金井さん、谷川さんもよく御存じね。あれたしか金井さんが事務局をしているときに、この話が出て、何かもう解決したという話で終結しているように受け取ったけど、皆さんどう受けていましたかね。あのとき。だから、あのときは、穂の出が悪いというのと、境界の話があって、境界の話は個人で話をしましたよ。出穂の話は、谷川さん、たしか共済へ入っているだろうと。そしたら入ってないのに共済見に行けないわというような話があって、その後、たしか金井事務局長のほうから、いやもう話が済んだのでというふうに伺っています。私の記憶は。皆さん、西山さんと野田委員はいなかったもので、前期の委員だったと思うんですが、たしかそういう結果、結論だったと記憶するんですが、何か記憶ありますか。

○谷川委員 今、会長がおっしゃったとおり、太陽光の○○さんの件につきましては、私の知っている範囲では、●●さんの田んぼの場合は、あれは被害が出た場合は○○さんと共に弁償はすると。だから、それはそれでもう話合いしていただいたらいいと思う。それで、▲▲さんとこの家の明かりがというのは、これは晩には灯がついてないんでしょう。

○野田委員 ついているんです。

○谷川委員 晩も点いているんですか。

○野田委員 朝まで点いているんです。2つ、こっちとこっちと。

○谷川委員 2つも点いているんですか。

○野田委員 ▲▲の家がこうありますよね。そしたら、こっちの隅とこっちの隅に、南の

こっちとこっちの隅に2つ点けているから、庭が明るいと。知らない間に付いていたと。

○谷川委員 私も今1つは分かるんですけど。

○野田委員 こっちのほうが明るいです。こっちが●●さんのほう。こっちが真ん中と
いうか、それが照らしているんです。庭をずっと。それで、カーテンして寝ているから、
2階も下も気づく、気づかないでなしに、同意がなかった。知らない間に付いていたとい
うことです。怒っているということ。

○谷川委員 知らない間に付いていたというけど、その件については我々農業委員会での
話とは違うと思いますわ。

○野田委員 それが、農業委員会の6月の、私も言いたくはないんですけど、30年6月
20日の農業委員会で●●さんが電気の明かりのことを言っているんです。平成30年6
月20日に。そのときには、1回外すという、〇〇さんは1回外しますということと言っ
ていたんですけど、一向に外さないまま5年が来たと。だから、今回もう納得いかないとい
って、●●さんのほうが。言ってくれないかということで。外しますと一度言っておい
て、まだ一つも外していないんです。2つともね。だから、町のほうから一言言ってもら
えたら済むことだとは思うんですけど、どうですか。

○宮本会長 大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 日付をもう一度お願いします。

○野田委員 30年6月20日。

○大坂委員 30年6月20日の議事録があるでしょう。

○宮本会長 議事録は公文書ですので5年間残しています。たしか谷川さんが言われたよ
うに、その後●●さんと〇〇さん、それは金井さんの報告で聞いたんですけど、話をし
て、被害についてはお互い誠意を持って話をするからという、たしかそんな話だったと記
憶していますが。

○野田委員 いいや、一向にもう。

○宮本会長 それは、そういうふう聞いていますね。たしか。

○谷川委員 その件については、あのときにそう言ったから。それはそれでだめなら、訴
訟したらと。それで、●●さんは共済に入っているかと聞いたら、共済に入っていないと。

○野田委員 それは聞きました。

○谷川委員 だから、共済に入っていないというのもちょっとおかしいのではないかと。
入る、入らないは個人の自由だけど。今の電気がついて収穫ができない場合は、できない

だけの補償はしたらどうかというんで、それで話は落ち着いたとは思ってたんです。それが、また今5年経って、外さないといけないとかいうのは、ちょっと今初めて聞いたんですけど。

○野田委員 共済に聞いたら、自然災害以外は、対象にならないんです。灯りとか草枯らしとかというのは。担当がうちに来て言いました。だから、これは共済は出ません。草枯らしも出ないし、自然の災害だけ。

○谷川委員 この場合は〇〇さんところの灯で電気をつけて被害が出た場合は、その〇〇さんところに弁償するようにと。そういう話をしていると思います。だから、委員会からどうこうというのでなく、〇〇さんと交渉していただいて、そこで何平米か何坪かでいくらかしか取れないなら、それを補償していただいたほうがいいと思うんです。

○野田委員 結局、私が思うにですよ。私の意見は、田んぼの真ん中に太陽光をしました。あぜ道にカメラと水銀灯をセットで、カメラですよ。小さいカメラと水銀灯をあぜ道に照らしました。カメラもつけました。もう宇多津中、夜中に軽トラで回ったけれど、田んぼの真ん中に水銀灯はひとつもなかったです。少し明るいのが、宇多津中学校の横辺り、体育館の横と、長縄手のファミリーマートの横辺り、街灯が田んぼを照らしている。けれども、津の郷に行っても、大隅のほうへ行ったって真っ暗です。田んぼの中。それで、●●へ帰ってきたら▲▲さんの家にばあっと2つ点いているんです。●●と●●川の間。付けたらいけないところに付いているんです。それで、電気代は多分ただなんです。発電の横だから。これ放っておいたら、もうずっと末代つけるLEDだから、僕の意見ですよ。ずっと付いているんです。付けたらいけないところに付けているということ、誰かが説得して、〇〇さんにもう外すように、太陽光に、夜間灯りは要らないじゃないですか、が私の意見。もう要らないものを付けているんです。近所に迷惑掛けています。近所に、その▲▲さんところも庭を照らしている。●●さんのところも稲の穂が遅れる。何の意味もないんです。あぜ道照らして。あぜ道照らしてどうするんだということですよ。太陽光に、いたずらされたらいけないから、多分いたずら防止目的で誰かが、フェンスしているんですよ。大人が入れないぐらいの。そのいたずらされたらいけないからカメラをつけて、水銀灯をつけているけど、それこそ鶴の一声でここへ付けてくれと言ったから付いたんだと思うけど、同意書も何もない。近所の同意書も何もない。知らない間に付けて。無用のものを。私の意見としたら、外すと言ったってすぐスイッチをぽんと切ったら消える。専門業者が来て、ぱちっと切ったらいいことですから、両方が意地になってい

と思うんです。外してくれと言ったらこうなって、また返ってきて、次の年にまた早く消さないかと言ったら、ほかのことでこうなって、その繰り返しでもう5年が来たんです。だから、私はもう外すべきだと思うんです。宇多津中見てこいと言ったけど、田んぼの中は一つも点いていないんです。だから、〇〇さんが自分で町に申請しないで、農業委員会も申請書の中にもないから、結局黙って付けているということですから、外するのが筋だと思います。切るといふか、電気を切るとか。例えばスイッチ切るとか、球を外すとかしたら。

○宮本会長 30年6月の議事録をちょっと読みました。太陽光の話もあるんですが、その西側、たしか西側だったと思うんですけど、雑種地にしたところに稲を植えているというふうな吉井委員のあれが出ています。それが税金が何とか何とか云々で、ライトによる減収分という話は、6月には多分出てないと思います。ざっと読んだところ。

○野田委員 稲刈りした10月です。田植が6月。

○宮本会長 それで、事務局とちょっと話をしたんですが、突然な話なので、議事録をもう少しよく見たりしたいと思いますので、この件は、2つあると思います。1つは、個人の自宅への明かりの話、もう一つは、穂の出が悪いという減収のお話というふうに理解します。1つは、個人の話なので、農業委員会としては受け取るわけにはいかないと私は判断します。もう一つ、減収の話。ちょっと日にち的にいつの委員会かもよく分かりませんので、突然の申出なので、よく議事録を読んで、それで来月でもこの話はしたいと思います。いかがですか、野田委員。

○野田委員 一言だけ言って終わります。

農転の申請書のとおり、〇〇さんが申請書を業者が書いて申請したあと、結局申請書どおりに工事が進んでいないんです。もう最後まで。ちょうど私、水利組合長が当たっていて、一から十まで見に行っていたんですけど、2月。これだけ言わせてください。平成29年10月20日に、〇〇さんがうちに来て、この頃よく来ていたんです。それで、太陽光するから頼むのと言って帰っていったんです。〇〇さん、私、初めて聞いたよと。そして、その時はもうずっと10月20日から11月20日までは、田んぼ6人の同意書の話と▲▲さんの境で揉めていたんです。同意書は判が6人集まらなくて、▲▲さんのところは境界がもうこっちだ、こっちだといって。ですから、もう水利組合長としたら角印が押せないんです。それで、なかなかみんなが揉めたので、判が押せなかった。そこへ、会長が何か補償問題になるぞと。何か農業委員会でおっしゃったんですけど、水利組合のほ

うが悪いみたいに言ったんですけど、それは覚えているんですけど。結局何が言いたいかと言いますと、やっぱり人に迷惑かけたらいけないと思います。〇〇さんのほうが、どちらかと言えば引いて水銀灯を消す。消すのが人の道だと思いますけど、私はそう思いません。周りは、何もしていないんですから。自分が勝手に水銀灯をつけて人に迷惑を掛けて、以上です。もうこれ以上うまく言えませんが、会長お願いします。

○宮本会長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 なければ、私のほうからその他の項で。

今、皆さん手元のほうに全国農業新聞の一部が配布されていると思います。実は、9月15日に全国農業新聞の方が当委員会のほうへ来られまして、ぜひ農業新聞の拡販をお願いしたいということで東京のほうから来られました。当委員会で皆さんに周知いたしますということで、皆さんのほうに一部パンフレット等をお渡ししています。知人、もしくは農業関係の方おられましたら、どうかなあということでお声掛けいただければありがたいと思います。

以上です。

事務局ありますか。

○事務局 今の会長さんに付け加えさせていただきますと、9月2日の新聞に池田委員さん載られていたのを御存じですか。池田委員が掲載されています。

○宮本会長 新聞の中に出ていますよという話。

○事務局 こんな形で活動をずっとしておりますので、またできれば皆さんに共有いただいて、啓蒙いただけたらというふうに思っております。

以上です。

○宮本会長 議題たくさんありました。長い間、時間ありがとうございました。これをもって閉会とします。ありがとうございました。

○事務局 ちょっと待ってくださいね。

○宮本会長 すいません、ちょっと待ってください。

○事務局 先生、お願いします。

○宮本会長 石川先生、どうぞこちらへ。

○石川委員 恐れ入ります。

○宮本会長 長い間、本当に御苦労さんでした。ありがとうございました。（拍手）

○石川委員 元気に頑張ってください。

○宮本会長 ありがとうございました。御健康で健やかに。

では、閉会とします。ありがとうございました。

午前11時30分 閉会